

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月28日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

香川県人事委員会規則第22号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）		
市町名	機関	職名	市町名	機関	職名
略			略		
多度津町	略		多度津町	略	
	町長部局	<u>統括官</u> 、公室長、課長、会計管理者、主幹、町長公室の公室長補佐		町長部局	公室長、課長、会計管理者、主幹、町長公室の公室長補佐
	略			略	
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。